

小中一貫教育学校 いじめ防止基本方針

～ 子どもたちが安全・安心な生活を送るために ～

《令和3年4月22日改訂》

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それを防止するために平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が文部科学省から公布されました。平成29年3月14日には、いじめ対応の基本的在り方や基準を示した「いじめ防止等のための基本的な方針（最終改定）」が示されました。

このたび、風連中央小学校と風連中学校が小中一貫教育学校として本格スタートしたことから、小中共通の「いじめ防止基本方針」を作成しました。いじめ防止に向けて学校全体で組織的な取組を進めること、学校・家庭・地域のなかにいじめを生まない風土づくりといった未然防止の活動に重点をおくことなどの基本的な姿勢のもと取組を進めてまいります。保護者・地域住民の皆様には、「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立ち、児童生徒の健やかな成長に一翼担っていただければ幸いです。



1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。【「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布】

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめ防止の基本目標

いじめ防止の対策は、次のことを目指して行います。

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感をもち、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、これを認識しな

から放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めます。

- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。
- (4) 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

3 いじめの禁止

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

4 関係者の責務や役割

(1) 保護者の責務

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、その言動が保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため自ら範を示すなどして、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めます。
- ② 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- ③ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、児童生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
- ④ 保護者は、名寄市教育委員会及び風連中央小学校・風連中学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めます。

(2) 地域住民の役割

- ① 名寄市民及び事業者は、地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、地域全体で児童生徒を見守るとともに、風連中央小学校・風連中学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- ② 名寄市民及び事業者は、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に風連中学校へ通報するなど、名寄市教育委員会及び風連中央小学校・風連中学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

(※「事業者」とは、名寄市内で事業活動を行う個人、法人、団体のこと)

5 いじめ問題の理解

〈文部科学省「児童生徒指導提要」等から〉

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組めます。いじめには様々な特質がありますが、以下の①から⑧は、子どもにかかわる大人がもつべきいじめについての基本的な認識です。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきで問題である。

学校は全ての児童生徒が、自分を必要とされる存在であると感じ、互いのよさや違いを認め合い支え合うことができる取組を進めることで学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように努めてまいります。家庭や地域の皆様には、日頃よりいじめの根絶に向けて情報提供や児童生徒の見守り等をお願いいたします。